

網走湖環境保全対策推進協議会設置要綱

(名 称)

第1条 この協議会は、網走湖環境保全対策推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、網走湖の環境を保全するため、総合的な施策の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、網走湖に係る次の事項について協議する。

- 1 環境保全に係る基本方針に関すること。
- 2 環境保全対策に関すること。
- 3 その他必要事項。

(組 織)

第4条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(会 長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 1 会長は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長とする。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(運 営)

第6条 協議会の運営は次のとおりとする。

- 1 会長は、必要の都度会議を招集し、これを主催する。
- 2 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、構成員以外の関係者から意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に置く。

(その他)

第8条

- 1 協議会は、北海道開発局網走開発建設部が主催する「北海道一級河川環境保全連絡協議会網走地方部会」と連絡を密にし、効率的運営に努める。
- 2 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会で決定する。

付則

この設置要綱は、昭和60年7月11日から施行する。

付則

この設置要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この設置要綱は、平成9年6月27日から施行する。

付則

この設置要綱は、平成10年6月26日から施行する。

付則

この設置要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この設置要綱は、平成18年7月24日から施行する。

付則

この設置要綱は、平成22年9月6日から施行する。

付則

この設置要綱は、平成23年9月21日から施行する。

付則

この設置要綱は、平成24年8月3日から施行する。

付則

この設置要綱は、平成28年2月1日から施行する。

付則

この設置要綱は、平成29年2月1日から施行する。